

**環境保全活動の活性化方策のあり方について
(主要な論点への対応)**

1. 環境保全活動活性化の基本的考え方

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などあらゆる主体が連携・協力して環境保全活動を展開していくためには、社会の構成主体がみんなで積極的に参画し応分の責任を果たしていくことが必要であること、各主体が持っている人材、資源、資金等を最大限有効に活用するためにはパートナーシップが有用なツールであること、各主体が個別に環境保全活動に取り組むよりはパートナーシップに基づいて各主体が活動を展開していく方が効果が大きいことを認識し、各主体の間で役割分担の明確化を図りつつ、参加と協働を進めるための社会的制度的な基盤整備を行い、これによって具体的な活動の展開を図っていくことが必要である。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・環境保全活動が活性化された状態とはどのような状態をいうのかについて議論すべき。また、どのような状態になったら環境保全が達成されたというのかについても示すべき。

(1) 行政と民間団体の相互理解の促進と役割分担の明確化

従来は社会経済における環境保全活動の分野は大きく「公」と「民」に分かれており、「公」の部分を行政が、「民」の部分を事業者が担っていた。しかし、近年、社会経済の変化に伴い、民間団体が新たに社会経済の担い手として登場してきた。また、ボランティア活動の活発化や情報公開制度の浸透により、国民も社会経済の表舞台で存在感を発揮し始めている。民間団体は多様なボランティア活動の核となる新しい公共組織となりうるものであり、行政や民間企業だけでは担えないような新たな領域を民間団体に任せるべきと考えられる。

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国は、それぞれに社会経済の中で果たしうる役割、持てる能力が異なっている。例えば、民間団体と事業者を比べるとコストの効率性の点では民間団体に比べて事業者の方が優れているが公開性や透明性の点では民間団体の方が優れている傾向があり、また、民間団体や学識経験者が行政、事業者、国民のトライアングルの中に入って調整役を果たすのが効果的であると考えられる。能力や特徴が異なる複数の主体が社会経済を担うことで、行政と事業者の二主体だけが支える社会経済に比べてより活性化された社会が実現すると考えられる。

これらあらゆる主体が効果的・効率的にその能力を発揮するようになるためには、互いの能力、長所や短所に対する理解を深め、共に協働して活動を行っていこうという基本スタンスに立った上で、互いのパートナーシップに基づいた役割分担のあり方について共通認識を形成する必要がある。このためには、まず、環境保全活動に係る参画と協働のための共通目標を持つことが重要である。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の存在意義に関する基本的な考え方の提示が必要。
- ・ 行政と民間団体が、協働をする前に、相互認識を高めることは、またお互いどこまでできるかを把握するために、非常に重要である。
- ・ 社会の中での NPO の位置づけを明確にするべきではないか。
- ・ 行政機関・企業・NPO の協働やパートナーシップが求められるが、パートナーシップは何を目指すのか、理念を明確に提示すべき。
- ・ 環境 NPO に対する正しい理解を促し、企業・行政との間で相互理解を進めていくことが、NPO の基盤強化にも、協働促進にも不可欠である。
- ・ 行政と NPO の相互理解のために、まずは交流が必要。
- ・ 環境省は環境行政の中長期的なビジョンを示し、その中で NPO が担った方がより付加価値のある分野を明確化する必要がある。
- ・ 相互理解のための場作りが必要。県域ごとに NPO と県、市町村職員の「お見合いの場」を設けるべき。パートナーシップ以前に相互認識と相互理解が進む。

(2) 参画と協働のための基盤整備

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国との役割分担に則って、各主体が自主的に積極的に環境保全活動に参画し、また互いのパートナーシップに基づいて協働して取組を進められるよう、国や地方公共団体は、ハード・ソフトの両面で社会的制度的な基盤を整備していく必要がある。

具体的には、参画と協働による環境保全活動を促進する上で必要と考えられる、人、カネ、情報、活動の場、技術、体制等に関するさまざまな面からの枠組みや条件について、基盤を整備することが必要である。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・ 市民や NPO が政策決定に参加できるシステムを早急に整備する必要がある。
- ・ 情報の公開と市民参加が、消費者や市民の関心を高める上で最も有効な手段であり前提であると考えます。

(3) 具体的な活動の展開

国民、事業者、民間団体、地方公共団体、国などのあらゆる主体の役割分担に基づいて、参加と協働の基盤を用いて、実際に具体的な活動を展開することが重要である。様々な地域、分野、形態において具体的な環境保全活動を開始し、各主体のパートナーシップを構築して活動範囲を拡大していくことが必要である。

(4) 地域からの環境創造立国

環境は、生活のあらゆる時、あらゆる場所で、我々を含む社会の各構成主体と関わりを持っている。すなわち、環境こそが社会を貫徹する太い背骨であり、活気のある豊かな社会を構築する発想の起点となりうるということの意味する。社会のあらゆる主体が、自らの存立基盤たる環境を保全することの必要性や各自の自主的積極的取組の重要性を認識し、対話や協働の促進を通じて、相互の協力と連携を図りながら、様々な環境保全に係る具体的取組を促す基盤が整備されることにより、それぞれの地域において、環境を発想の起点とし、環境を通じて地域の活力を取り戻し地域の活性化を図ること、すなわち「地域からの環境創造立国」を実現できる。

また、こうした環境保全活動は、北九州市に見られるように、地域内にとどまらず、国際的な場にまで活動範囲を広げていくことも期待されよう。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・先進的な活動を評価するだけでなく、その取組を地域で広げていくために、各種団体が目的意識を持って連携していくことも必要。
- ・環境保全という視点だけでなく、地域振興の視点もセットで考えるべき。
- ・省庁間の連携に基づく地域振興を含めた環境保全のための施策を考えるべき。

2. 環境保全活動を促進する上での課題

各主体の自主的な環境保全活動を実施していこうとの機運は生じつつあるが、1で述べた環境保全活動の活性化に係る基本的な考え方を実現していくためには、次に述べるようないくつかの具体的かつ決定的な課題が存在している。

(1) 人材の育成・確保、専門性の養成

課題の第一は、環境保全活動の主たる担い手となる人材の育成・確保と、それらの人々の専門性の養成である。

行政や事業者からパートナーシップの相手方として信頼されうるだけの基礎的能力を強化し、国民や事業者、行政から資金を効果的に集めるためには、民間団体の会計能力、広報・宣伝能力、情報収集・頒布能力、対外説明能力、環境保全上の課題の各分野に係る専門性、政策提言能力を強化することが必要である。これには、国や地方公共団体による公的な研修制度だけではなく、行政、事業者、大学等との間で人材交流を促進したり、NPO活動に係る基礎的知識・認識を普及することで人材を集めたり、専門知識を有しそれを提供する意志のある企業退職者とNPOとを結びつけていく等、幅広い手法が考えられる。

人材については、現場で活動ができる人 環境保全活動のリーダーとなれる人 各

種の活動をコーディネートできる人 という三種類のタイプの人材が育成される必要がある。これらに加え、行政、民間団体、事業者等の各主体を協働させるためのコーディネーターも必要である。人材育成の過程では、講義だけでなく現場で実際にパートナーシップづくりに携わる活動経験も取り入れることが重要である。また、環境保全上の課題についての視野を全国的・分野横断的に広げることで政策提言能力の強化を図っていくことが望ましい。

(2) 情報の提供

課題の第二は、情報の提供である。

環境保全活動に必要な資金を得るための基金・補助金の情報、具体的な環境保全活動の事例等、環境保全活動を促進する上で有益な情報について、利用しやすい形で提供することは、活動の範囲・規模の拡大に大きく貢献する。具体的な手段としては、パソコン等必要なインフラを整備しインターネットの活用を図るほか、連絡会議などにより情報交換の場を設定すること等が考えられる。

(3) 資金の確保

課題の第三は、活動資金の確保である。

民間団体の活動を制約している大きな要因は、事業費や組織運営費（事務管理費）の不足である。民間団体の地域における環境保全活動は、当該地域で広報・宣伝活動を行って地域住民の支持・支援の下で展開していくのが本来の姿である。しかし環境保全活動が効果を現し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、それまでの立ち上げ期を中心に、民間団体の活動に対し基金・補助金などによる財政的な支援を充実していくことが必要である。

また、民間団体等が、自らが行う環境保全活動を事業として実施することにより資金を確保する方法について考慮する必要がある。

(4) 協働のためのルールづくり

課題の第四は、協働のためのルールづくりである。

民間団体が活動の規模・範囲を拡大していけない要因の一つには、行政や事業者が民間団体を事業の実施主体としてみなしていないことがある。民間団体の環境保全活動は行政や事業者等とのパートナーシップの下に行われることによってより効果的なものになり得ると考えられることから、行政や事業者の側で民間団体を事業の実施主体として参入可能にしパートナーシップの下で事業を推進する枠組みを構築するなどルールの整備を進める必要がある。

また、行政については政策評価の動きが進んでいるが、民間団体の活動についても、活

動自体や団体、人材について客観的に評価する方法とシステムが必要である。こうした仕組みを通じて、民間団体の信頼性が向上するとともに、民間団体同士が自由に競争する形となり、民間団体の間に活気が生まれてくることが期待される。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・行政や産業界が市民や NPO を対等な交渉相手として認めることが重要。
- ・環境の保全に関する国及び地方公共団体の施策は、事業者、国民と協働して行うべきであるという協働原則を明確にすべき。
- ・環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果を目に見える形で提示してあげることが必要。
- ・行政を含めた関係機関相互の活動内容と成果に対する評価（検証）が必要。単なる意見交換や情報交換の場ではなく、互いに評価しあい、より活動の成果を高めるためのプログラムの改善を目指すべき。
- ・環境保全活動の効果を把握・評価する方法を確立する必要。

（５）参加人口の拡大

課題の第五は、参加人口の拡大である。

民間団体等の環境保全活動を活性化させるためには、専門性を有する人材の育成にとどまらず、広く一般の国民の関心を高めその参加を促すことが必要である。このため、学校や企業等も含めた多様な場において環境教育・環境学習を推進し、環境保全活動の土壌を豊かにしていく必要がある。

また、家族全体で取り組むような活動や各個人が気軽に取り組める活動のためのツールを開発・普及したり、環境保全活動に取り組んでいる人たちにその成果が目に見えるようにすることで、活動の幅を広げていくことが必要である。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・意識調査によると環境意識が高い人は多いのに、活動への参加につながっていない。これは何故なのかについて、原因を掘り下げて考える必要がある。

（６）ネットワーク化

課題の第六は、活動やそれを支える組織のネットワーク化である。

住民や風土、自然環境等がそれぞれに異なる様々な地域の活動体の連絡・情報交流体制を構築し環境保全活動のノウハウを共有していくために民間団体同士がネットワーク化を進めることは、それぞれの環境保全活動の幅やバリエーションを豊かにしていく上で非常に有効である。多種多様な事例情報があれば、民間団体は、その中から選んだり組み合わせたり

してそれぞれの地域にあった活動形態を採用できる。ネットワーク化を推進するためには、つなぎ役を果たす協働コーディネーターが大きな役割をもつ。

【ヒアリング等の主な意見】

- ・ コーディネートを担うインターメディアリー（中間支援組織）や協働のコーディネーターが重要。

(7) 海外への活動展開と海外からの受入

第七に、海外への環境保全活動の展開と海外で活動している民間団体の受け入れがある。

民間団体の活動範囲は総じてあまり広くなく、活動が根ざしている地域の周辺で止まってしまうことが多い。しかし、地球環境問題への対応を図る観点からは、海外の現場で当地の民間団体等と連携・協力して環境保全活動を行ったり、海外の同様な民間団体を受け入れて協働して事業を行ったりすることが求められる。また、海外で活躍した企業 OB 等を我が国の民間団体に受け入れるなど、その経験やノウハウを活かしていくことも必要である。

3 . 具体的施策の考え方

我が国においては、様々な自主的・自発的な環境保全活動が展開されている。例えば、NPO が中心となり、国民、事業者、地方公共団体を巻き込んでパートナーシップを形成しつつ、全国各地で里地・里山の保全を目的として様々な活動を展開している例、広域レベルで廃棄物の減量化やリサイクルの意識向上を通じて最終処分量の大幅減量、資源リサイクルの促進の一端を担っている例、自治体単位で、中小企業でも少ない負担で運用可能な独自の環境マネジメントシステムを開発してその普及に取り組み、地元企業の環境負荷の低減に寄与している例が見られる。このような活動は、環境を大事にしようという各主体の意識の高まりやそれを達成しようという使命感がそれぞれの立場で具体的な行動として発現したものである。

環境保全活動の活性化は、こうした国民、事業者、民間団体、地方公共団体等の発意、熱意を生み出し、育てていくための基盤の整備が鍵である。

(1) 地域における環境保全活動の促進方策

自主的な環境保全活動に関する計画

地域における各主体の環境保全活動は、あくまで各主体の発意に基づく自主的なものであるとしても、その活動がより大きな環境保全効果を上げていくためには、関係するその他の主体の協力や参加を得て、広がりのある活動となっていくことが望まれる。

多くの主体の協力や参加を得るための仕組みとしては、地域における環境保全活動の実施計画を関係する主体の参加の下に策定することが考えられる。こうした計画づくりは、その過程で、多くの主体がそれぞれの環境保全活動のあるべき姿を議論していくことで、各主体が自らの役割を自覚し、地域ぐるみの活動へと発展させる良い機会になると考えられる。

計画策定に当たっては、二つのアプローチが考えられる。すなわち、市町村といった行政単位を基礎として、当該地域における多様な環境保全活動全体を取りまとめて、実行計画を作る方式、河川流域やひとまとまりの自然環境地域を対象とし、当該地域の具体的な環境問題に対応するために関係主体が集まって、問題解決のための各主体の環境保全活動の実行計画を作る方式である。

このような計画は、地域において自主的、主体的に策定し、実施していくべきものであるが、重要な環境政策分野である地球温暖化対策や循環型社会形成等の分野について、地域において幅広い主体の参加の下、積極的な取組みが行われることは高い環境保全効果が期待できるため、全国のモデル事例になるものについては、国としても支援を行うことが考えられる。

= 論点 =

策定の主体をどう考えるか？

行政の関わりはどうあるべきか？

国の役割は何か？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・地域の当事者が中心となって、本当にやりたいと思う事業を立ち上げることが重要。
- ・自然環境を考える最小の単位である流域というエリアを活動単位とした視点で総合的な施策を考えるべき。
- ・自主的・積極的環境保全活動を実施する場を創出していく必要がある。特に、NPOに一定の役割を与え、環境行政の推進の中で活用していくべき。
- ・「里地ネットワーク」「京のアジェンダ」の作り出した結果だけでなく、それぞれが各地域、現場で試行錯誤するプロセスそのものを明らかにしたケーススタディを提示すべき。

自主的な環境保全活動の中核となる組織体

の計画は、地域の各主体の参加の下で策定していくこととなるが、その場合、必然的に参加する各主体による協議会といったある種の組織が生まれることとなる。

このような組織を計画策定の際の一時的な組織とせず、計画に位置付けられた自主的な環境保全活動の実施をコーディネートし、支援する組織体とすることによって、地域における自主的な環境保全活動を、より円滑かつ効果的に実施できるようになる可能性がある。

この組織体が機能するためには、各種の活動をコーディネートし、組織体を運営する能力のある人材の配置が必要であり、また、地域の中に閉じこもることなく、他地域との情報・ノウハウの交換をはじめとして、地域外の人も参加できるような体制を確保することも重要と考えられる。

= 論点 =

組織体の構成員、運営体制、財源をどう考えるか？
地球温暖化対策地域協議会等の既存組織との関係をどうするか？
国の役割は何か？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・この組織体に求められる人材及び機能として、種々の「環境保全技術」を客観的に評価できその実施にも責任を持てる事項を盛り込んでいただきたい。
- ・機能するネットワーキングやパートナーシップを生み出すためには、行政や企業とNPOをコーディネートする中間支援組織が重要である。
- ・環境保全・活動支援・人材育成・環境教育等を行う流域単位のNPO法人の育成と運営のための人材の確保が必要である。
- ・中央政府や都道府県は所管ごとに流域を細切れにしてしまう縦割りの世界だが、民間には所管は存在しないので、この民間組織をうまく使っていく必要がある。
- ・縦割りを排除して環境保全施策・活動がスムーズとなる行政サイドの内的改革を行うとともに、部局間の横断的・連携的な執行等が必要。
- ・持続可能な開発を目指す事業は、NPOがコーディネートするプラットフォームがイニシアティブを握り、パートナーシップの枠組みで進めるべき。この鍵を握るのは中間支援型のNPOであり、そのような団体の意義や強化策を具体的な事例をもとにした綿密な考証から課題抽出を行い、その上で施策をまとめるべき。
- ・一つの問題を解決するためにネットワークを組むことはそれほど難しくはないが、それを維持していくことは難しい。
- ・ネットワークの結節点として、NPO支援のNPOが重要。

自主的な環境保全活動の拠点

様々な主体が環境保全活動を実施する上で、各主体の情報の交換や交流のための拠点、活動基盤が弱い主体のための活動の拠点を用意することが必要と考えられる。こうした拠点は、必ずしも新設する必要はなく、公民館や地域に整備されつつある市民活動サポートセンター、環境情報センター等の施設を積極的に活用していくことが考えられる。

また、地域ブロック毎にある環境省の地方環境対策調査官事務所を地域ブロックの中核的拠点として環境保全活動の活性化に利用することも考えられる。

= 論点 =

活動拠点の設置主体、運営主体、財源をどう考えるか？
様々な活動拠点の関係をどう考えるか？
行政の関わりはどうあるべきか？その中で国の役割は何か？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・定点での活動拠点が無いことから、公共施設での無料化を希望。また、環境教育を

行う際に関係機材等が足りない。

- ・環境保全活動を促進するための支援センターが各地にできているが、これは「公設・民営」という形がおそらく一番適当である。
- ・活動の拠点を作って欲しい。公民館でも使用するのにそれなりの料金がかかる。これは資金力の乏しい団体にとっては大きな負担。
- ・地方単位で、行政とNPO等とを取りまとめる拠点あるいは体制が必要。
- ・情報提供については、各団体の情報発信能力を支える基盤整備が必要と考える。
- ・NPOの活動支援としては、公共施設の一部屋、コピー等事務機器の貸し出し、商業街の空き店舗の貸し出し、企業についても社会貢献活動の一つとしてオフィススペースの提供等が可能。

(2) 自主的な環境保全活動を担う人材の育成・確保

多様な人材の育成・確保

多様な環境保全活動が適切に実施されるためには、様々な知識や能力を有する人材が必要となる。具体的には、環境保全活動を主唱・牽引するリーダー、現場で実際の活動を行う人材、環境保全活動について助言・指導を行える人材、各種の環境保全活動をコーディネートする人材など、幅広い人材を育成・確保する必要がある。

現在、環境保全活動に関わる人材に関する施策としては、環境省が認定登録する環境カウンセラー制度があり、これは、環境保全活動について助言・指導を行える人材の公証・登録の制度である。また、自治体でも環境アドバイザーや環境リーダーの育成、登録等の施策を行っている例がある。

しかし、環境省の環境カウンセラーは、未だ全国で約3千人であり、全国的に環境保全活動を活性化するために十分な規模ではない。また、環境カウンセラーの資質の向上のために必要な研修も必ずしも十分ではない。

このため、今後は、環境カウンセラー制度を基に、多様な人材を育成し、確保する施策を検討する必要がある。同時に人材の研修制度についても具体的に検討する必要がある。これらの人材は、例えば全国で10万人程度を育成・確保すれば環境保全活動の相当程度の活性化を図れると考える。

また、人材を継続的に確保していくためには、指導的立場に立つ人材が環境保全活動に職業として携わることができるようにすることも必要である。活動の対価をもらうことが難しい環境保全活動の分野にあつては、例えば、平成13年度の補正予算における緊急地域雇用創出交付金制度における森林整備やごみマップ作成のように、行政が行う環境保全事業に経験豊富な人材を雇用する方法も考えられる。

= 論点 =

多様な人材を体系的に育成・確保するための研修制度はどのようにあるべきか？

人材についての能力証明の仕組みはどうあるべきか？

これらの人材は、どの程度の地域的広がりの中で、どの程度の人数が必要か？

地球温暖化防止活動推進員等の既存制度に基づき委嘱されている人材との関係をどう

【ヒアリング等の主な意見】

- ・明確な目的の下に、一定規模の人数を継続的に養成し、その後も職業的に就業できるよう、大規模なシステムを作る必要。
- ・NPOの構成員、中間指導者、上級指導者といったそれぞれのレベルに合わせて必要な研修を施し、人材を段階的に育成していくようなシステムが必要ではないか。また、修了者は環境省で登録簿を作り、環境NPOの人材バンクとして公開するべき。
- ・地域で環境保全活動を立ち上げようとしたときに、当該地域に人材を求めることは必ずしも容易なことではないことから、環境保全活動のノウハウを持った人材について全国的な人材バンクを作るべき。
- ・環境保全活動をリードできる人材、環境保全活動をコーディネートできる人材、環境保全活動について中立的に助言・指導できる人材を育成する必要。
- ・環境カウンセラーは、環境活動評価プログラム導入支援等の日々の活動を通して環境保全活動のノウハウを蓄積している。
- ・日本各地のセンター、館等の施設や人材を結びつけるソフトの開発と運用を環境カウンセラーに任せるべき。
- ・環境カウンセラーは、過去の活動経験を加味して認定の是非を判断しており、優れた制度。今後は専門分野における能力もこの手法で認定していく方向で考えるべき。
- ・環境保全活動アドバイザーの資格を法定化し、一定の研修を受講し、試験に合格した者以外の者は環境保全活動アドバイザーと名乗れないようにすべき。学校の規模に応じて、一定の人数の環境保全活動アドバイザーを小学校におかなければならないこととすべき。
- ・環境NPO団体、環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度がリストのみではなく、実際に働くようにすることが重要。文部科学省と環境省がパートナーを組み、その派遣をサポートしていく体制づくりが望まれる。

NPO活動を支える人材の育成・確保

NPO活動を支える人材については、環境保全に関する専門的知識、組織マネジメント・コーディネート能力、会計能力、情報収集・発信能力、コミュニケーション能力、資金獲得能力、マーケティング能力等が求められており、能力の程度に応じた研修メニューが用意され、段階的に様々な能力を身につけられるような形で機会が提供されることが望ましい。

現在、地球環境基金の振興事業の一環として地球市民大学校によるNPOの人材育成事業が実施されており、これを拡充することなどにより、上記の人材育成・確保施策を推進することが考えられる。

また、企業や行政の中には、上記の様々な能力を有している人材が多くいることから、NPOが行う環境保全活動のために、その活用を図る施策を検討することも有効と考えられる。さらに、NPO活動に従事する人材を海外のNPOに一定期間派遣することや、企業、地方公共団体、国の職員をNPOに一定期間派遣することは、環境保全活動に係る各種ノウハウの獲得やNPO活動に対する理解の増進に有効であり、そのような仕組みの構築が望まれる。

= 論点 =

NPO を支える人材の体系的な研修のあり方はどのように考えるべきか？
国は、こうした研修にどのように関与すべきか？
企業退職者等の活用はどのようにするべきか？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の自主・自立のための研修（組織マネジメント、コーディネーター、プログラムディレクターなど専門性・指導力、調査技術能力、資金獲得、交渉力情報収集・発信能力、マーケティング力等の育成）が必要。
- ・ 環境 NPO 団体、環境カウンセラー制度や環境アドバイザー制度がリストのみではなく、実際に働くようにすることが重要。文部科学省と環境省がパートナーを組み、その派遣をサポート体制づくりが望まれる。
- ・ 企業退職者の発掘が必要。
- ・ 民間と行政の人事交流を図ることが必要。
- ・ 環境 NPO 等をさらに充実させ、職業として確立するまでに専門性、組織力を持ったものにすべき。
- ・ 人材育成においては、先進的な民間活動団体における OJT によること、研修等においては補助金等を大幅に拡大すること、その際には組織内の代替職員等の雇用費用も含むこと、行政職員・企業からの出向、企業人のボランティア休暇の浸透、大学生・研究生のカリキュラム必修化といった新たな仕組みの導入が必要。
- ・ NGO をいくつかの分野・発展段階に分け、それぞれに応じて必要な研修を実施する必要。
- ・ NPO が事業や活動、マネジメント等を自己評価し、開示する能力を育成することが必要。
- ・ 市民活動の専門家を派遣して、市民の環境保全活動を指導して欲しい。
- ・ 事業体として強くなるためには、事業を成功させるノウハウや経営ノウハウを身につける必要がある。経営コンサルタントや事業を生み出すプロを講師に迎えた研修があるとありがたい。
- ・ 学生を NPO に研修として受け入れることで、市民活動への理解者層を広げ、将来活動を担う人材の育成を図る研修をサポートする制度を創設するべき。

(3) 自主的な環境保全活動を支える資金・情報の提供等

地球環境基金事業

平成 5 年に創設された地球環境基金は本年度で 10 年目を迎え、13 年度までで延べ 788 件、総額約 61 億円の助成を行うなど、民間団体の環境保全活動を支援する上で大きな成果を挙げている。しかし、基金への寄付金は思うように集まっておらず、また、昨年 12 月の「特殊法人等整理合理化計画」では、基金を環境事業団から公害健康被害補償予防協会の業務を承継する独立行政法人に移管するとともに、明確化な政策目標を定めることや業務の縮減、重点化、

第三者機関による評価の実施とその事業、予算配分への反映等を行うこととされ、その対象分野等の見直しが求められている。

一方、発展途上国の持続可能な開発に対する支援については、ヨハネスブルグサミットの準備会合等での議論等からも明らかなように、国際的にも NGO/NPO の役割がますます高まっており、その活動に対する助成等の拡充が求められている。

このような状況を踏まえ、地球環境基金の政策目標については、これを新たな独立行政法人の運営の中で明らかにし、助成の対象とする分野については、環境基本計画やヨハネスブルグサミットでの合意等を踏まえた的確で重点的なものとするほか、前述の自主的な環境保全活動の計画に位置付けられた事業等に対して、重点的に支援を行うことも考えられる。

発展途上国の持続可能な開発に対する民間団体の支援活動については、我が国の国際的な役割を踏まえ、アセアン地域を中心とするアジア太平洋地域における活動に地域を重点化し、ヨハネスブルグサミットで主要な議題として取り上げられる予定の環境教育や生物多様性、水環境等の分野に重点化することが考えられる。

= 論点 =

- 現行の活動資金のみの助成対象範囲をどう考えるか？
- 中間支援組織に対する助成をどう考えるか？
- 同一団体への継続した助成をどう考えるか？
- 他からの助成との併用についてどう考えるか？
- 海外活動への助成のあり方についてどう考えるか？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・環境保全活動が効果を現し地域住民の支持を得るまでには相当な時間を要することから、立ち上げ期を中心に民間団体の活動に対し資金支援を行うとともに、資金情報を提供して欲しい。
- ・NPO の自立性・独立性を阻害しない形の公的助成が必要。
- ・国が進めるべき施策や、民間 NGO の提案の中でも有意な活動に対して長期的・計画的（政策的）な重点的資金運用も必要。
- ・NPO の基盤強化につながる助成の検討が必要。
- ・環境保全普及啓発や住民参加の保全活動等「ソフト」事業に対する予算措置が極めて貧弱。
- ・現行の基金助成や補助金を拡充するとともに、その枠にとらわれない、人件費や一般事務費（NPO 等の管理費）等への手厚い補助が必要。
- ・小口の助成案件を増やして身近な地域での活動を支援する、人件費を助成金の対象にして政策提言活動等専門性を高める活動を支援するべき。
- ・助成費を人件費や事務局運営費にも充てられるようにすべき。
- ・一つの事業について、地球環境基金と民間の助成金の併用を認めて欲しい。

税制措置

NPO 活動の大きな課題である資金の確保に関連して、既に認定された NPO 法人に対する

個人寄付金の所得控除や法人寄付金の損金算入等の税制優遇措置が実施されているものの、認定要件が厳しいことから、対象となっている団体は現在全国で5団体にとどまり、このうち環境保全活動を実施している団体はない。NPO 支援税制は、NPO の活動を促進するために創設されたのにも関わらず、対象となる団体が少なく、現段階ではその本来の意義を果たし得ていない。

このため、認定要件の緩和について検討していくとともに、併せて税制優遇措置の拡充も検討していく必要がある。

= 論点 =

認定要件の緩和のあり方はどのように考えられるか？

NPO 支援税制を使いやすくするためにはどうしたらよいか？

中間支援組織への支援税制をどのように考えるか？

個人が NPO に寄付を行いやすくなるためには、どのような条件整備を図ればよいか

【ヒアリング等の主な意見】

- ・ NPO の自立性・独立性を阻害しない形での税制優遇措置が必要。
- ・ 民間の資金や会員の会費が集まりやすいよう、寄付金等の面での優遇基盤を整備することが必要。
- ・ 「みなし寄付金制度」は、過去に公益法人の不適切・不明瞭な経理処理の温床になった事実もあり、慎重な議論が必要。

情報の提供等

各主体が協働して環境保全活動を実施するためには、活動の基礎となる情報の共有が不可欠である。

環境省では、このような見地からの様々な情報の提供にも努めており、特に平成8年に全国に先駆けて設置された地球環境パートナーシッププラザでは、民間団体や事業者の環境保全活動に関する情報の収集・提供を行い、民間団体や事業者と環境省との接点として一定の役割を果たしてきた。また、地方においてもNPOと協働で運営する情報提供施設が設けられるようになっている。さらに、本年8月に開催予定のヨハネスブルクサミット一つの契機となって、海外への情報発信・情報交流が一層求められている。

このような状況の中で、地球環境パートナーシッププラザの情報提供・情報交流の機能の拡充強化や地方における情報提供施設等との連携、環境省の地方環境対策調査官事務所の活用等について検討を進める必要がある。

= 論点 =

情報提供機能を果たすための仕組みはどうあるべきか？

地球環境パートナーシッププラザの機能をどうすべきか？

地方における情報収集・発信機能はどのように強化すべきか？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・東京に集中する膨大な情報を整理し、地方の組織でも共有できるような有効なシステムを作るため、地域ごとに、環境保全活動のネットワーク組織を作る必要。また、国内外の環境保全活動団体との情報交換を行うためネットワークづくりを進める必要。
- ・環境政策や補助金情報、環境問題に関する一般的な情報提供について、もっとわかりやすく、かつ幅広い情報提供が必要。活動に携わっている人たちに情報が伝わらないと意味がない。
- ・国の政策や情報については、地元自治体では詳細な説明に苦慮する。ブロックごとにでも国の拠点施設（発信基地）を整備し、地元自治体との連携等を進めて欲しい。
- ・日頃から NPO と行政の間で政策対話や交流の場を設けるべき。
- ・企業、行政と環境 NPO との連携を相互理解を進めるために、政策対話の場づくりや、人材交流を進めることが必要。

(4) 全国的な環境保全活動の活性化

個別地域毎の活動活性化だけでなく、全国的に環境保全活動を活性化するためには、企業、労働組合、生活協同組合等、全国的な組織を持ち、社会貢献活動としての環境保全活動に積極的に取り組もうとする意欲のある団体の参加を得て、環境保全活動推進全国連絡協議会といった組織を設け、相互の連携協力の下、各参加団体が具体的な環境保全活動を実施していくことが考えられる。このような協議会を組織するためには、参加団体の自主性・主体性を尊重しながら、国がコーディネーターとして積極的な役割を果たしていく必要がある。

(5) 環境教育・環境学習の推進

環境保全活動をより活性化させていくためには、国民・事業者に対する環境教育・環境学習を推進することが重要であり、環境教育のための人材の育成・確保、場や機会の拡大、情報の提供やプログラムの整備等の施策を推進することが必要である。

具体的には、それぞれの地域において、環境教育 NPO や環境カウンセラーなどの自ら環境教育に当たることのできる人材を活用していくとともに、必要な支援を行うことが必要である。

場や機会の拡大については、こどもエコクラブ事業等の取組を一層の推進するとともに、地域においては環境教育・環境学習のための活動拠点を整備・確保していくことが必要である。

情報の提供やプログラムの整備については、地域の環境や条件に応じた多様なプログラムの整備や、必要な情報を必要なときに手軽に引き出せる仕組み、情報のネットワーク化が必要である

特に本年 4 月から本格導入された「総合的な学習の時間」での取組を含め、教育行政と環境行政との連携を強め、取組を加速化していくことが求められる。

= 論点 =

環境教育のための人材の確保やその活用方策はどうすればよいか？
環境学習のための活動拠点はどのようにあるべきか？
場や機会の提供は、国としてどこまでやればよいか？
プログラムの整備や情報提供の効率的なあり方はどうすればよいか？

【ヒアリング等の主な意見】

- ・自然とふれあう時間を増やすこと、場を創出すること、指導者を育成することが重要
- ・環境教育を実施する場を創出していく必要がある。
- ・ハードのみが整備されてその後利用されていない事業を見直し、利用を促すソフト開発及び運用のための人材確保を進めるべき。
- ・環境教育、環境学習を初等教育段階から学校教育、社会教育体系に明確に位置づけ、生涯にわたり継続的に行うことが必要。
- ・NPO、企業などの協力を得て、カリキュラム作りの段階から関わっていく体制を検討する必要がある。また、生涯教育の中に位置づけ、PTAとも協力していくことが必要。
- ・環境部署と学校、生涯学習センター等の教育現場との横の連絡が少ない。
- ・環境教育は成果が見えにくいいため、環境教育を受ける、環境保全活動をする、成果が得られる、といった一連の流れを示す何らかの指標を設けたらどうか。
- ・環境教育について教員の研修制度を充実させるべき。
- ・学校、企業等の場での環境学習が活発に展開されることが重要。まずはそのための指導者の育成が重要。
- ・環境教育に専門的に詳しいひとからのアドバイスが必要。その方が学習に深まりがでる。
- ・学社融合を目指して、専門的な知識を持った人の出前講座をすべき。
- ・学校の教諭が環境教育のエキスパートになるよりも、NPOや環境カウンセラー等の人材を学校内に取り入れる方が有効。
- ・環境教育については、地域ボランティアとの連携が必要。また、ボランティアに実費弁償して継続性を高める必要。
- ・地域の企業等の参画が重要。
- ・学校教育との連携は公益性が高く、積極的に協力したいものの、要請の増大や継続性を考慮すると、ボランティア的対応には限界がある。また、野外活動における安全確保や法的責任、保険等リスクマネジメントについても考慮する必要。
- ・中学校や高校の入試に環境関連の問題を入れるよう指導すべき。教職免許においても環境関連の知識を問うこととすべき。
- ・子どもの教育もさることながら、大人の教育も必要ではないのか（子どもは大人の行動をまねる）。
- ・学校間や諸団体との交流をするためにも、早期の光ファイバー等高速通信網の整備が必要。
- ・全国にある国営・公営の保養施設を利用して、自然体験学習のツアーや講習会を企画すべき。
- ・地域における環境保全・環境学習活動発表等環境啓発イベント等を開催するべき。
- ・内容のある体験的環境教育が必要。成長過程、年齢に応じた系統的教育が必要。

(6) その他

【ヒアリング等の主な意見】

- ・共同購入システムの構築や環境家計簿の取組等ライフスタイルの見直しを進めて行くべき。
- ・温暖化防止に協力した中小企業には銀行から低利融資を行うといった取組を進めるべき。
- ・自然環境と地域文化の再生という二つの命題を追うことが重要。
- ・環境 NGO がより政策提言できるシステム作りが必要。中央都市の代表ばかりでなく、地方からの意見や人材も活用すべき。
- ・地域の人々が自主的に企画した環境パートナーシップ事業について、国がモデル事業として補助金と専門家派遣で支援すべき。
- ・補助金・助成金のあり方についても見直しが必要（包括的補助金の必要性についても検討する必要）。
- ・米国のコミュニティ開発包括補助金制度が参考になるのでは。
- ・公務員、教員が国民の一人として自主的積極的に環境保全活動に参加して欲しい。